

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例及び鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月3日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第19号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例及び鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成17年鴨川市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第22条の5の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第43条」を「第26条の7(同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同条第2項及び第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附則第9項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項中「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次項において同じ。))」を「特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が定めるものに限る。))をいう。))」に改める。

附則第10項中「3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業)」を「1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの)」に改め、「4,000円)」の次に「を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額」を加える。

(鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年鴨川市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等」に改め、同項中「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次項において同じ。))」を「特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置された

もの（市長が定めるものに限る。）をいう。）」に改める。

附則第3項中「3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業」を「1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの」に改め、「4,000円）」の次に「を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 2 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年鴨川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。